

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会会議録

令和3年11月2日

場 所 第3委員会室

令和3年11月2日（火曜日）

午前9時57分開会

会議に付した案件

○概要説明

総合政策部、福祉保健部、商工観光労働部

1. 県民生活や経済活動の安全・安心を高める取組について
 - ・ひなた飲食店認証制度について
 - ・PCR検査の支援について
2. 今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（10人）

委員	長	佐藤雅洋
副委員	長	横田照夫
委員		星原透
委員		徳重忠夫
委員		丸山裕次郎
委員		西村賢
委員		日高利夫
委員		岩切達哉
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 松浦直康

総合政策部次長（政策推進担当） 内野浩一郎

総合政策部次長（県民生活・文化祭担当） 矢野慶子

総合政策課長 大東収

総合交通課長 高橋智彦

産業政策課長 甲斐慎一郎

福祉保健部

部参事兼福祉保健課長 山下栄次

薬務対策室長 林隆一郎

衛生管理課長 壹岐和彦

感染症対策室長 有村公輔

商工観光労働部

商工政策課長 児玉浩明

経営金融支援室長 海野由憲

企業振興課長 串間俊也

雇用労働政策課長 児玉洋一

観光推進課長 飯塚実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 田代篤生

政策調査課主任主事 佐藤晋一郎

○佐藤委員長 ただいまから、新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会を開会いたします。まず、委員席の決定についてであります。

内田議員の辞職に伴い、委員の皆様の座席順としましては、ただいま御着席のとおりに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定をいたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、総合政策部、福祉保健部、商工観光

労働部に御出席いただき、概要説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。その後、次回の委員会の内容について御協議いただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今日は、総合政策部、福祉保健部、商工観光労働部においでいただきました。執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○松浦総合政策部長 総合政策部長の松浦でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルスにつきましても、爆発的な感染拡大に見舞われました第5波が沈静化をいたしまして、現在、感染の大きな広がりは見込まれないという状況になっております。したがって、県内の警報レベルは1となっております。

今後、ワクチンの接種、それから感染症対策の定着を進めるとともに、日常生活を取り戻して地域経済の回復に取り組むこと、これが当面の重要な課題であると認識をしております。委員の皆様におかれましては、引き続き、御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の表紙を御覧ください。

本日の報告事項でございます。

下のほうに目次がございますけれども、今日は、県民経済や経済活動の安全・安心を高める取組について、それから、今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

私からは以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○壹岐衛生管理課長 衛生管理課でございます。衛生管理課からは、ひなた飲食店認証制度の取組状況について御説明をいたします。

お手元の特別委員会資料1ページを御覧ください。

1の概要についてでございますが、本制度は国からの通知であります飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入に基づいたもので、利用者が安心して飲食を楽しむことができる環境を整備し、県が定めた55項目の認証基準に基づいて感染防止対策を実施している飲食店を、県が認証する制度でございます。認証基準を満たしていると確認できた飲食店には、認証書と認証ステッカーを交付することとしております。

次の2の認証までの流れについてでございます。

(1)の認証申請ですが、まず、飲食店事業者が認証基準を御理解いただくため講習会を実施しており、その会場内で認証申請及び資機材支給の申請を行うことが可能となっております。

次に、(2)の飲食店の取組ですが、資機材を申請した飲食店にアクリル板などの資機材が届きます。届きましたら、飲食店事業者は、講習会で配布しております認証基準のチェック表に基づき、アクリル板などを設置していただきます。

設置できましたら、(3)の店舗の現地確認となります。県の委嘱を受けた調査員が現地調査を行い、基準に合致しているかチェックを行い、合格と判断された飲食店が県に報告されます。

(4)の認証審査でございます。

県は、委託業者から届きました報告書を審査し、基準に合致していると判断された飲食店に対しまして認証書などの交付及びホームページでの公表等を行っているところです。

続きまして、3のこれまでの取組になります。

まず(1)の認証状況ですが、該当する飲食店事業者に対し講習会の案内を送付しまして、7月12日から10月4日まで、計63回講習会を実施し、4,276件の申請がありました。認証店舗は、10月27日現在、2,083店舗となっております。資料にはございませんが、10月末現在では2,282店舗が認証されております。

次に、(2)の利用者への周知ですが、9月30日から、ホームページや新聞上で認証店舗の公表や認証制度の周知を図っております。

4の今後の取組ですが、認証店舗拡大のため、今後もホームページの充実を図りまして、ウェブサイトからの認証申請フォームの設置や市町村などと連携した追加講習会を実施してまいります。

また、利用者に対しまして、ホームページや新聞広告及びフリーペーパーなどを活用して、認証制度の周知を図ってまいります。さらに、認証店舗が検索しやすいようホームページの機能の充実を図るなど、利便性につきましても高めてまいりたいと考えております。

衛生管理課からは以上でございます。

○大東総合政策課長 それでは、総合政策課から、PCR検査の支援及び今後の経済活動の方向性と来年度重点施策について御説明いたしま

す。

資料は、まず2ページをお開きください。

PCR検査の支援についてでございます。

現在、県では、県境往来者向けと県民向け来店型の2通りの支援を実施しております。

まず、1の県境往来者向け支援でございますけれども、これは帰省者やビジネスによる来県者、県外を往来する県民を対象に、羽田、伊丹、福岡の各空港内での検査や郵送による検査を支援しているものでございます。

利用料金は、公共交通機関利用者は無料、自家用車等利用者は1件当たり3,000円。この公共交通利用者につきましては、不特定多数の方と接触する機会がありますので、より受検しやすいように無料としているものでございます。

検査実績といたしましては、7月1日の開始以来、約2万9,000件となっております。このうち陽性件数は20件となっております。

次に、2の来店型検査センターでございます。

対象者といたしましては、感染に不安を抱える県民などで、基本的に県内5か所に設置いたしております検査センターに来店して検査を受けていただいております。

利用料金は1,900円、来店できない方には郵送による検査にも対応しております。

検査実績は、9月28日の空港店開設以来、1,900件余となっております。陽性者は現在のところございません。

なお、運営事業者であります木下グループですけれども、従来、検体を福岡県まで送って検査をしておりましたが、今回、宮崎駅前店に検査機械を設置いたしまして、結果の判明までに要する時間が短縮されるとともに、同店舗では、新たなサービスとして、約30分で検査結果が判明するエクスプレスPCR検査、あと抗原定量

検査、この2つのサービスを新たに開始することとしております。

次に、今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について御説明いたします。

資料3ページをお開きください。

まず、1のコロナ禍からの県民生活・県内経済の復興への取組についてでございます。

令和2年当初からの新型コロナの感染拡大を受けまして、これまでの対応として、(1)のとおり、同年5月に新型コロナウイルス感染症経済対応方針を策定いたしまして、以後、本年9月までに総額約1,500億円の対策予算により、事業の継続や雇用維持などを支援したところでございます。

過去最大の感染拡大となりました第5波が沈静化した現在、(2)のとおり、経済回復に向けまして切り札となるワクチン接種の推進や飲食店認証など、安全・安心の環境づくり、既存予算を活用した需要喚起に取り組んでいるところでございます。

今後のさらなる復興に向けた方向性の考え方といたしましては、(3)にありますとおり、年末年始の人流拡大に伴う第6波が懸念されるなど、コロナを克服し、以前のような社会を取り戻すにはまだしばらく時間を要しますけれども、ワクチン接種や安全・安心の環境づくりを併せて進めることによりまして、感染症対策から経済活動の活性化へ段階的に移行させていくこと。また、当面は既存事業の活用によりまして経済対策に対応するとともに、来年度予算や年内にも予定されております国の新たな経済対策の動きを踏まえて機動的に施策を展開していくこと。以上の考え方に基きまして、今後の復興対策に当たりましては、このポイント①から③にありますとおり、県民生活・経済活動を早急に立

て直し、成長への基盤を回復すること、宮崎らしさの発揮により、コロナ後の成長活力を創出すること、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症にも強い地域医療体制の充実を図ることの3つの視点から取り組んでいくこととしております。

次に、2の令和4年度における重点施策についてでございます。

これは、来年度予算における事業構築に当たりまして、特に重点的に取り組んでいく項目について、3つの柱から整理をしたものでございます。

まず、1つ目の柱でございます。

喫緊の課題でありますコロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出——これは先ほどの復興対策の視点を踏まえた具体的な施策ということになります。①感染症に強い医療提供体制の充実、②県民生活や地域経済の早期回復、③変化を実感できるデジタル化の推進、④ゼロカーボン社会の推進、⑤宮崎ならではの魅力向上と情報発信の強化の5つを掲げております。

次のページを御覧ください。

2つ目の柱が、人口減少対策の取組強化でございます。

これは、従来より最重要課題として取り組んでいる項目でございます。引き続き、少子化対策の着実な推進と次代を創る子どもたちの育成、未来を支える産業人財の育成・確保の2つを掲げております。

次の3つ目の柱といたしまして、安全・安心な魅力ある地域づくりでございます。

強靱な県土づくりの着実な推進に引き続き取り組めますほか、コロナ後も見据えまして、持続可能な魅力ある地域づくりを進めていくこととしております。

これらの項目を中心に来年度の事業構築を図

り、県議会の皆様方、市町村、関係団体と連携しながら、コロナ禍からの速やかな復興と新たな成長の基礎づくりを進めますとともに、引き続き、人口減少や持続可能な地域づくりといった県政の重要課題にもしっかりと対応していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様のお意見、御質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○西村委員 総合政策課のPCR検査の支援について、先ほど説明いただいたのですが、実は同じテーマで、昨日、総務政策常任委員会で空港の検査センターに行きまして、そのときに木下グループの方から説明を受けました。その際は、宮崎空港で検査したものは福岡空港の検査場に送って大体2日というような話があったのですが、先ほどのエクスプレス何とかの宮崎駅でやるのと、どこでどう線引きされてるのかは把握されてますか。

○大東総合政策課長 本日の朝刊に出ておりますけれども、昨日、木下グループさんのほうでプレスリリースをされたということでして、本日から検査機器を宮崎駅前店に設置されましたので、基本的には、駅前店で検体についてはその場で検査をするということになります。

さらに、そのほかの県内における各店舗の検体につきましても宮崎駅前店で検査をすることで伺っておりますので、ほかの店舗につきましても、検査判明までの時間が短縮されるというふうに伺っております。

○西村委員 分かりました。昨日聞いた話と違ったものですから、ちょっと今、聞き直したところだったのですが、そうなれば、非常にスピード感があっていいと思います。

今、日々、県の保健所等の検査件数というのは激減して、ゼロとか1桁とかそういう状態だと思うのですが、昨日、空港のほうで話を聞くと、そこまで空港の利用客が多くない中でもやっぱり四十数件程度は来てて、多い日は七、八十件はあるという話を聞きました。そういうことであると、うがってはいけないのですが、そういう公にならないところで陽性を判断しに行くと、逆に公的なところの検査を避けるような動きになってしまっただけは、いざ陽性が出たときに対応の広がりようがないと思います。昨日も、その中で陽性が出たときは、しっかりと県や関係機関にもつなぐという話をされてました。そこがしっかりと連携していくように、今後の取組もお願いしたいと思っておりますし、また、これからどんどん水際対策というものが重要になってくると思います。

私も、この制度が始まったときによく県民の方から説明を求められたのですが、着いてすぐに、他県から帰ってきたそのときに検査を受けても2日かかるのではないかと——帰ってきてすぐに検査を受けて、すぐ結果が出てほしいという話をよく相談されました。私が言いたいのは、帰ってきてすぐに受けても、だからといってセーフじゃないということです。なかなかそこが、もう水かけ論になってしまっただけで、もし、3日間、よそに行って帰ってきても、やっぱり四、五日程度は分かりませんという話を再三しますが、なかなか理解してくれない県民の方が多いことにとってもびっくりしています。

だから、検査の支援体制を進めることは非常にいいことだと思うのですが、それに伴って、県民の意識も、感染したかもしれないけれども、1週間は油断できないということを併せて通知していただけるようお願いをしたいと思います。

す。

○大東総合政策課長 もう、委員のおっしゃるとおりでございます、今の県境往來の検査でも、事前の予約をしていただく際には、この日までにとか、そういうお願いもしながら、しっかりと結果が分かるような形でのアナウンスはしているところでございます。

ただ、利用者の方からすれば、やはりすぐに結果を知りたいと、今、自分がどうなのかということを知りたいという需要は確かにあると思います。安心を得たいというお気持ちは確かにありますので、そういったニーズに応えるためにも、今回、新たなサービスでありますクイック検査でありますとかエクスプレスといったような検査も御活用いただければと思います。併せて、そういう周知もしっかり行っていきたくと考えております。

○徳重委員 飲食店の認証制度についてお尋ねします。4,276件の申請があつて、2,200件ぐらいですか、先ほど数字を出されていますが、できるだけ全店舗認証できるような体制づくりがまず大事かなと思っております。

それと、もう一つは、申請をしない店舗がどれぐらいあるのか。どこかで出てしまうと、結局、周りに広がっていくような感じがするものですから、申請をしない業者の店舗をどれぐらい把握されてるのかということをお尋ねします。

○壹岐衛生管理課長 まず初めに御質問がありました、4,200件の申請に対しまして、現在、まだ2,200件程度しか認証されていないという、その差についてでございますが、現在も残りの店舗につきましても、順次、現地調査を行つておりました、残りの店舗につきましても、認証の手続を順次踏んでるところでございます。若干、時間がかかっているということになります。

それと、申請されていない残りの店舗についてですが、私どもとしましては約7,000店舗を想定してございまして、残り3,000店舗がまだ講習会、また申請をされていないという状況にあります。そのため、私たちとしましては、今後の取組の中で、申請店舗拡大を図るために、講習会等で示している基準の動画をホームページ上で閲覧していただいて、そして申請ができるという対応ですとか、市町村と連携して、10月25日から11月19日まで計18回の追加の講習会の実施を計画してるところでございます。そうした取組を通じて、できるだけ残りの方についても申請して、認証にこぎ着けるという取組を考えております。

申請された方にはできるだけ認証に届いていただくために、認証に必要なアクリル板ですとか二酸化炭素濃度の測定器、そうした資機材を支給するというインセンティブ付与にも取り組んでいるところです。資機材を支給しまして、認証に確実に届いていただく、そういう取組をしておるところです。

○徳重委員 認証に必要な手続で、書類的なものは別として、アクリル板とかそういう現物、それは業者の皆さんが自ら用意するのですか。それとも、ある程度、県のほうでどこの業者に発注するとか、提供というか——いずれにしても、その分については予算的に準備されてるからどうぞ早くやってくださいと、こう言ったほうが早いような気がするのです。あなたたちが自分であそこに行って買ってきなさい、持ってきなさいというのではなくて、何かそういう方法があると、自らすぐできるような話だと私は理解するのですが、その辺はどうですか。

○壹岐衛生管理課長 委員がおっしゃるとおりでございます。資機材については全て支給する

ような形で、宅配便等で郵送してるところでございませう。

○来住委員 今の事業に関連しますけれど、これは保健所単位で進められていくのか、まず確認します。

○壹岐衛生管理課長 県のほうで実施しております、必要な部分については、保健所とも連携をしてるところになります。

○来住委員 55項目の認証基準に基づいて、多分、現地調査を行うということになると思うのですが、さっき出されたように4,200件余りが申請されて、今、約半分しか認証されてないと。それは、調査が遅れているために半分なのか。それとも、4,000件申請を受けたから、4,000件全部回って調査に行ってみたけれども、55項目の基準に当てはまらない人が半分いて、だから認証が半分ですということなのか。もう少し、そこを明確に分かるようにしてほしいのですが。

○壹岐衛生管理課長 実際に講習会を受けられて、申請をしてから認証までに、おおむね1月半ぐらい要しております。その間には、申請した資機材、そうしたものを発注したり、そして、その分についてまた送付したり、届いた後に飲食店の方がチェック表に基づいてそれを設置したり——基準に基づく対応のための飲食店さんの必要な準備があり、その後に連絡をいただいて調査員が確認をする、そういった一連の手続といった作業にどうしてもちょっと時間を要するものですから、現在のところ2,200件が認証されて、残りについてはその作業中というところになります。

○来住委員 ということは、まだ現地調査に至っていないということになるのですね。

○壹岐衛生管理課長 既に調査に至ってるところもありますが、まだ至っていない部分、その

2つがございませう。

○来住委員 機材の申請については、これは申請者にしてみれば無償ですね。

○壹岐衛生管理課長 無償になります。

○来住委員 今度は、ちょっとPCR検査について。

いわゆる県境往来者向けのPCR検査の（4）の検査実績というのがあります。2万8,947件のうち、20件が陽性者だったと。その上に利用料金が2つあって、公共交通機関を利用された方と、それから自家用車を利用してる方と。具体的に、2万8,947件というのは、公共交通機関を利用した人が何件で自家用車を利用している人が何件っていうのは分かるのですか。

○大東総合政策課長 正確な数字はちょっと手元にすぐにはございませうけれども、自家用車を利用する、この3,000円をお支払いいただくというケースは、おおむね2割ぐらいかと思ひませう。

○来住委員 理解しました。ありがとうございます。

○日高委員 ちょっと私も関連で、ひなたの認証制度ですが、これについては、昨日も厚生常任委員会のほうで相当議論をしていただいたところだ。これが始まったのは7月でしたかね。当初の進捗状況、7月、8月は非常に出遅れてしまっ、大丈夫だろうかという感がありましたけれども、後半に来て、9月あたりで、相当、私としてはイメージ的には大分伸びてきてるのかなと。その辺の御苦勞は大分あるのかなと思ひませう。

ちょっと確認をいたしますが、今、もう既に2,282件が認証されたということで、アクリル板とか、そういういろんな機材の関係は、どのくらい出回ってるのですか。

○**壹岐衛生管理課長** 資機材は、おおむね4種類あります。まず、換気をするためのサーキュレーター、それは店舗に1つということになっておりますので、認証されてる店舗の全部とほぼ一緒。同時に、二酸化炭素の測定器、これについても1店舗当たり1つということで、同数。非接触型の手指消毒器、これも同数となりますが、アクリル板につきましては1店舗当たり5枚となりますので、認証店舗掛ける5枚ということになっております。

○**日高委員** ありがとうございます。今日も朝、ちょっと確認をしました。私は国富、綾の選出ですので、小さいところ、5人、10人ぐらいのところでも、3軒確認しましたが、3軒とも認証を受けてます。当初は行ってなかったんですが、9月とかそこら辺でいろいろ情報を仕入れて、せっかくこれは無償ということで設置をしていただいている。県がそういう状況で進めているから、しっかりやらないとという責任感というようなところ——やっぱりステッカーをめぐらしてお客さんが来てくれるような、そういう店にならないといけない。飲食店としても、使命感、責任感を持っているところです。

先ほど課長が、準備とかそういう段階で1か月半ぐらいかかると言われましたけれども、その業務というのは、委託業者に関する時間がどれぐらいかかるということですか。

○**壹岐衛生管理課長** 最終的に、委託業者の方から県のほうに、審査報告書が参ります。それから県のほうで合致してるかどうかの確認という部分もありまして、その作業で不備があるとか確認が必要だと県が考えた部分につきましては、再度、認証事務局のほうに確認をいたします。県の事務作業も含めてトータル約1か月半というふうになっております。多少、店舗によっ

ては、その後、確認が再度必要だという部分がありますと、若干、さらに延びてしまう事例はございます。

○**日高委員** やっぱり今、第6波がどうなるかということで非常に心配しているわけで、今日でもう13日、ゼロが続いています。結構気が緩んできてるところもあるかなというところで、ここでもう一度防止対策を徹底しなくてはいけないというのも、皆さん、一緒なんです。

だから、この事業は、全県下の7,000件を対象にしてやる事業で、一生懸命講習を受けてる方もおられますけれども、急がないと間に合わないのではないかという気持ちもあるわけです。そうした場合に、1か月半の時間がかかるというのは、例えば県職員の皆さんの事務作業にやっぱり大分時間がかかるのか。それとも、委託業者の時間がかかるのか。もし、委託業者だったら、例えばたくさんの委託業者にもっとお金をかけてやれば早くできるのか、できないのか。それとも、お金をかけても、段階的なものがあるから、やっぱりこれは今の状況、1か月半ぐらいはかかってしまうということになるのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○**壹岐衛生管理課長** 現在の計画でございますが、現在、4,200件の申請がございます。認証が進んでいない残りの分については、この11月中をめどとして、認証にこぎ着けたいと思っております。想定はされるものの、来てはほしくないと思っている第6波に備えて、この期間でしっかり対応したいと思っております。

予算をかければもっと早期にできるのかということについてでございますが、その部分につきましては、結果的に11月中にできるように対応してまいりたいと考えております。

○**日高委員** 要は、これはやっぱりスピード感

がないと。せっかくいい制度なのに、この時点で全県下みんなが協力体制が取れるような、そういうスピード感を持って第6波に向かうと、そういういろんな面で早めに進めていかないと間に合わないという気持ちがみんなあります。もし、予算の問題で片づく問題なら、それはぜひ財政課としっかり打合せをして、お金をかけてできるものなら早めにやっていただくということ。

それと、もう一点は、外れた方、そういった方——例えば飲食店とは違って、スナックとかそういうところ、非協力的なところもありますよね。そういったところが、例えばこの事業を受けないというような、漏れるところ、そういったところは最終的にチェックをするのか、しないのか。例えば商工会等としっかり協力体制ができないと、やるところとやらないところの差が出てきたときに、漏れるところが出てきたら、そういうところからまた感染がということになったら何の意味もなくなってしまいますので。ですから、どこまで行き渡るかというのはチェックが必要だと思うのですが、その辺はどうお考えになっているのか。

○壹岐衛生管理課長 認証の申請をしていただけないところ、また、どうしても対応していただけないところについては、飲食店のリストがありまして、認証を受けられたところとそうでないところについては、衛生管理課、県のほうでしっかりと把握していくこととしております。

どうしても応じていただけない、認証制度に申請していただけないというところにつきましては、どういう形で感染対策が必要なのか、飲食店での感染防止対策について、今後検討していく部分が出てくると考えております。

○日高委員 最後にしますが、この事業は、イ

メージ的にはやっぱり商工のほうと思ったのですが、結局、福祉の衛生管理課のほうに仕事が回っていったわけですよ。ですから、そういうことを考えると、この事業自体はやっぱり商工会とタッグを組まないとなかなかできないというところもあると思います。市町村もそういった要請があれば、協力体制は持ってるわけですから、どんどん遠慮なく商工会と連絡を密にして、最終的に漏れないように、その辺はしっかりお願いをしたいと思います。

○壹岐衛生管理課長 委員の御指摘、御意見のとおり、しっかり対応してまいりたいと思います。

○丸山委員 多分、去年の5月、6月ぐらい、かなりコロナの感染が多くて、飲食店に対して10万円とか20万円の給付金を出してほしいというのがあって、議会でも承認したことがあるのですが、そのときに飲食店は何店舗申請されたのかを教えてくださいたいと思います。

○山下福祉保健課長 今、委員がおっしゃったのは、休業要請の協力金のことでよろしいでしょうか。何度か時短の要請をしたところでございますけれども、そこで支給してきた店舗数はおおむね7,000店舗となっております。

○丸山委員 ということは、先ほど衛生管理課が目標にしてる7,000店舗はそれに合っているということでもよろしいと思ってるのですが、お金を給付するにはすぐ手を挙げるけれども、認証してほしいということには手を挙げないというのはやはりおかしいと思います。徹底的にしっかり県のほうの指導でしていただかないとおかしいと思いますので、先ほど、日高利夫委員が言うとおりに、そのチェックは早急にしないと結局意味がないと思っています。その辺はしっかりと対応していただかないといけないと思いま

すので、よろしくお願ひしたいと思つてます。

あと、申請したのが全体で4,200件、認証が終わったのが2,200件とのことですが、県全体よりも、できれば保健所単位だとか、そういう単位で教えていただくとありがたい。どこをもう少し強化しないといけないとか、どれぐらい進んでいるのかというデータがあると——ワクチン接種と一緒に、進んでる地域、進んでない地域というのを明示していただいたほうが、我々も地元に戻ったときに、認証店が進んでないところが多いですと、何々商工会さん、ぜひ協力してくださいというのが言えるものですから。

まず、そういうデータが出せるような状況なのかを教えてくださいたいと思います。

○壹岐衛生管理課長 データにつきましては、手持ちがございますので、精査した上で提出が可能でございます。

○丸山委員 どういうふうに早急に進めるかも含めて、委員協議の中で議論したいと思つています。あと、いろんな対策をすると、消防法に抵触するという報道もあったりしたのですが、実際、今回の場合の認証店について、現場のほうではどのように消防法と絡めての協議をされてるのかをちょっと教えてくださいたいと思つています。

○壹岐衛生管理課長 消防法との関係につきましては、恐らく、焼き肉屋とか、テーブルで火を使う、そういう料理店におけるアクリル板の設置に係る部分ではなかろうかと思つております。

確かに、火があるようなところについては、アクリル板等を置き、感染防止対策を取る中で、火事による危険性というものがあります。そうした部分については、アクリル板ではなくて、いわゆる間隔を1メートル取るだとか、その他

の方法によって感染を防止する認証基準がございますので、そこの中で対応していただくような形で協議をしているところでございます。

○丸山委員 消防法との絡みがあったりとかというのを聞いてますし、焼き肉店以外にも、小料理屋とかは中のほうにカーテンみたいなやつを引いたりして、それも消防法に引っかかるのではないかとということがあったので、その辺はどういうふうに指導されているのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 対面による部分につきましては、どうしても消防法に抵触するような部分がありますと、お客さんとの対面は1メートルの距離を取っていただくという形での取扱いをしていただき、それによって基準をクリアするような形で現場のほうと協議をしております。

○丸山委員 小料理屋は狭いところが結構多いものですから、1メートルを取るといっても取れなかったりした場合には、認証が受けられないとなってしまうのか。現場のほうで、何か具体的な対策のアドバイスとかをされているのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 現地確認する際に、認証を受ける基準にどうしても疑義があるようなときについては、認証事務局のほうから当課のほうに連絡、相談がございまして、そういう事例については個別のケースごとに協議をして、認証にこぎ着けるような形にしております。

○丸山委員 今、できるだけ早めに認証をお願いしているのですが、認証店の期限、例えば半年とか1年とか——人間というのは忘れやすい動物なものですから、どうしても曖昧になってしまったりとか、アクリル板を置いてるけれど、あんまり使っていないとかいうケースもあり得るのではないかとと思つてます。認証店の期

限を県はどのように考えていて——なかなかコロナがいつ収束するか分からないし、また新たなウイルスが発生したときにもしっかり対応してほしい。税金で整備したものですから、新たなウイルスが発生したときにまた同じように税金で投入するというのはおかしいと思っています。これはもう一回限りというような感じがして、終わってもしっかり使えるような体制を進めないと意味がないと思っています。

認証店に対する今後の期限、また1年後なりに新しく対応されるのかについてはどう考えてらっしゃるのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 この飲食店の認証制度につきましては、県のほうで、制度設計するときに要綱等をつくりました。その中で、いつまでこの対策をするのかという部分で、感染症の終期、いわゆる終息、完全にもうないと、そういう状況になったときには見直しをしたり、または終了したりという形で規定をしてございます。

今後、感染症がどのように進んでいくのか、新型コロナウイルスがどのように収束して、また今後新たなウイルスが来るときにはどうなるのかという部分も含めて、飲食店対策はする必要があると考えております。

○丸山委員 ということは、コロナが収束するまで認証店制度は続けるけれども、県として、1回取れば、途中でチェックをして更新をさせるとか、そういう考え方はないと思っていのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 すみません。そこの部分については、説明が足りませんでした。

1度、認証店として認証しますと、その制度を担保する必要があるとございます。例えば5,000店舗、7,000店舗の認証をしたから、再度、7,000店舗全店舗の確認に行くということはちょっと

できませんが、いわゆる抽出した形で担保が取れてるかどうかの確認だとか、もしくは組合の方々、また商工会の方々から、どうしてもあそこのお店はおかしいのではないかという情報提供等がありましたら、その都度、県のほうで確認に行き、認証の質の担保に取り組んでいきたいと計画しております。

○丸山委員 認証制度を始めたわけでありますので、本当の意味で、安全・安心な店が宮崎にはあるということを保証していただくように、行政としても、市町村、また、いろんな業界と連携しながら取り組んでいただくことをぜひお願いしたいと思っております。

○壹岐衛生管理課長 しっかり対応してまいります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ここでお諮りします。先ほど、丸山委員から資料要求がございましたが、これは委員会として要求することで、委員の皆様、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、衛生管理課長、先ほどの資料をお願いします。

○岩切委員 何点かお尋ねします。

今日の2つのテーマは、第5波の拡大、そして数が減っていく過程の総括が必要ではないかなと思っています。よく議論されているのは、第5波が全国一斉的に拡大をして、そして沈静化していくという形態がなぜ起こったのかという疑問がまだ解決していないということ。そして、1波から4波までの中で特にクラスターとして注目された飲食店というよりは、第5波は家庭内感染等が強く意識されたと。県の中で、このところの整理がどこまでされて、対策を打とうとしているのか。もし、そのこと的前提が壊れると、今後の、この資料の3ページ以降が

壊れるような気がするものですから、その辺りをお聞かせいただける立場の方がお見えでしたら教えてほしいのですが。

○有村感染症対策室長 委員が御指摘のとおり、第5波におきましては、従来の株よりも感染力が強いとされておりますデルタ株への置き換わりによりまして、本県をはじめ全国でも、大規模、そして急速な感染が生じたところでございます。それが、10月下旬から現時点での感染状況は、令和3年全体を通しましても最も落ち着いているというような状況でございますけれども、収束の原因が何であったかということについては判然としないところでございます。

1つにはワクチンの接種の進展が要因とも言われておりますけれども、ワクチン接種の進展のほかに基本的な感染防止対策の浸透、そして医療逼迫状況への懸念から生じた自主的な行動抑制、そして報道等を通じて生じた行動変容、それから季節の移り変わりによる衛生環境の変化、そして治療薬の投与の開始とかウイルスの自壊とかいうような報道等もございます。様々な要因が複雑に関わっていると考えられておりますので、今後、専門的な国の総括を待つ必要があるかと思っております。第5波が落ち着いている状況については、そのように考えております。

それから、今、委員が御指摘のように、第1から第4波については——第1波のときにはクラスターはありませんでしたけれども——飲食関係でのクラスターが第4波まではございましたが、第5波については家庭で多く発生しました。第5波では職場でのクラスターの割合も多く、それらに関連する家庭内での感染も多数確認されております。

したがいまして、そういったものも振り返り

ますと、マスクなしの会話により感染した事例が多く見受けられておりますし、感染の連鎖を断ち切るには、やはり会話時のマスクの着用とか、それから引き続き基本的な感染対策の徹底が必要になろうかと思っております。それらは、一定の予防効果が期待できますけれども、ワクチンが進んだとしてもブレイクスルー感染が発生しておりますので、ワクチン接種者であっても基本的な感染対策の徹底が今後も求められるかと思っております。

振り返りに関しましては、今後、専門家の先生を集めたりする協議会とか、それから本部会議等でまたお示しすることになろうかと思っております。

○岩切委員 丁寧な説明をありがとうございます。本特別委員会としては、その辺りをしっかりと踏まえて皆さんと議論させていただくことが必要だと思いますし、委員会の中でも議論が必要だと思います。今、説明された、飲食店に御尽力をいただいていること、そしてそれを担当してる課の努力が、言葉は悪いんですけど、的外れに終わっていく可能性があるかと。これからは、家庭内や職場での感染に注意を図る必要があるとなっていかどうか、その辺りの見極めが難しいところにあるのではないかと思います。

もう一つは、全国での一斉発生ということ、人の流れの中で県内に持ち込まれるということについては、おおよそ共通した認識だと思うのです。公共交通機関を利用した方や自家用車で来県をされる方々に対しての検査はまだ義務化されていない状況でございますので、それが本当に防げるのかというようなところの見解はあろうかと思っております。

値段だとか、手間といいますか、時間がない

とか、先ほど冒頭にありましたように、遠方に行かれて戻ってきた方が自ら一定期間、人と接触することをやはり意識して抑えないと、持ち込んでしまう可能性がある。その辺りの徹底が必要ではないかと思うのですが、現在、そこに対する対応策は、ある意味、無策という状況だというふうに理解しています。

これからの方針として、総括という表現がいか分かりませんが、まだ第5波に対する議論の途中でありますけれども、対策としてこうしていこうというのは、この3ページ、4ページのもの以上のものがこれからも出てくると理解してよろしいでしょうか。

○有村感染症対策室長 感染症対策に関しましては、感染の拡大を防止する、未然防止をするということが非常に大事なところでございます。

第6波が起こるとすれば、これまでどおり、都市部での感染が染み出て地方にやってくると。人流が増加したときに、本県あたりも感染が増加するというような傾向が見られております。当然、感染拡大が深刻な場合には、人流抑制をする取組が必要かと思っております。したがって、片方では大都市からの流出対策も重要かと思っております。

県からは、人流抑制に対する様々な申出を県民に対しては行っておりましたけれども、県外の方々への訴えというのがなかなか通じにくいといったようなこともございますので、国に対しては、やはり国が人流抑制に対する強いメッセージを出すとか、そういったことで抑えることが可能かと思っております。県としてできる対策ということで、本日、衛生管理課、総合政策課が示しているような様々な事業等々で補完していくことになろうかと思っております。

○岩切委員 最後にいたします。

人流増が感染拡大の原因で、警報を強化していくことで、それを抑制していただくということだったのだらうと思います。ただ、人の流れがないと経済がなかなか復興しないという、非常に難しい状況にあるかと思っております。それを手助けするのが、より多くの人に検査を受けていただいて、安心な状態で人の流れをつくるということかなと思うのです。だから、宮崎県だけの取組だけでは足りないというような意味合いだらうと思います。

その辺りは、関係当局のほうで国との協議も進めていただいて、飛行機の中で唾とかを採取させていただいて、乗った方は当然身元がはっきりしてらっしゃるので、プラスが出た場合には全員に注意を喚起する、そんな形のスタイルに変わっていくと、より安心であるというふうに思うところであります。そういう対策をして、抑制をしていくことが必要ではないかと思っております。

ひなた飲食店認証制度の話があって、飲食店が感染の基地になる、拠点になるというようなことでの対策をしており、第6波が発生して、また飲食店に自粛要請というような話にならないための認証制度であればいいと思うのですが、やはり、どうしてもそうはなりにくいような気がするので。発生があれば、また飲食店には御辛抱いただくという場面が来るような可能性があるかと思っております。

今の時点で、その辺りは何か、もしかしたら自粛要請はないかもしれないというような想定などはできるものなのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 第6波といいますか、将来のウイルスの状況、そういった部分が不明な状況ではございますが、第4波ではクラスター

が多いと言われておりました飲食店対策として、現在、飲食店での感染防止対策を進めております。これが全ての飲食店の方々に浸透していくことで、飲食店での感染を防ぐことによって、結果的に全体的な感染が少なくなると期待をしております。

また、第5波では、第4波よりも飲食店でのクラスターは少なかったかと考えてるところです。そのときは1店舗も認証はございませんが、7月12日から、対策の講習会の実施を始めました。その中で、様々な取組、こういう部分が感染を防止するために重要なポイントだというノウハウ等を講習会で御説明したところでございます。そういうかいがあつてか、第5波での飲食店でのクラスターはそこまでなかったように考えております。

こうしたことが本当にそうなのか、これは今後の検証が必要になってくるかとは思いますが、飲食店の方々、そして県民の皆様のみやざきモデルの徹底によりまして、可能な限り感染を抑えていくことに努力してまいりたいと考えております。

○重松委員 一点だけ、認証制度についてです。

ここ最近、ワクチンを2回接種した人の証明をするアプリとか、そういうものが出てきております。今後、2回接種を証明するものを使ってのお店の入店もしくは席の配置割りということは、基準として何かあるのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 現在のところ、認証基準の55項目については、そういった項目はまだございません。国の実施しております様々な実証実験等の情報提供をいただき、情報収集しながら、必要であれば、必要な見直しとか、そういう部分についても考えていく必要があるかとは考えているところでございます。

○重松委員 7割ほど接種ができていても、まだまだ年少者とかはできてないわけですから。2回接種した人と、子供を連れていったときはそこを分けるのかという、そういう話もあるし、また、やっぱりワクチン接種を受けられない方もいらっしゃるの、その辺は人権の問題等々もやっぱり配慮しなくてはいけないのかと。

一方で、私たちは2回接種してるけれど、同席とか、お客さんのほうからお店に対してクレームがあることが将来発生するのではないかとと思うのですが、その辺の対応も含めて、御検討されてるのかどうかだけちょっとお聞きしたいと思います。

○壹岐衛生管理課長 飲食店の認証基準の中で、まだそこまでは検討には至っておりませんが、この認証基準自体としましては、もともと国のほうでひな形をつくった基準でございます。宮崎県だけが厳しいとか、非常に緩やかだとかというようなものではございませんで、一つの一定のモデル的な部分がございます。

今後、国は基準の見直しなどは随時していくという考えもあるように聞いておりますので、しっかり情報を収集しまして、必要な対応、見直しといったことが出てくるかとは思っております。

○重松委員 講習会のときに、また丁寧な説明をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○星原委員 認証制度と少し離れるかもしれませんが、まず、去年コロナが始まり、今年までの間に、県内の飲食店の方々に倒産とか廃業になった方々がどれぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただけますか。

○海野経営金融支援室長 令和2年度の県内の倒産状況なんですけれども、これは民間の信用

調査会社の調査で、統計としては、負債額が1,000万円以上の倒産ということで統計が取られています。その中で、本県、令和2年度では、サービス業が6件になっております。一番多かったのは卸小売業が11件ということで、全体としては30件という件数。令和2年度の1,000万円以上の倒産件数は30件で、そのうち卸小売業が11件で、サービス業が6件となっているところでございます。

飲食業というところでの詳細が、サービス業の中で飲食業というのはちょっと手元にございませんで、これは調べて、また後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○星原委員 私が聞いたかったのは、小さいお店です。スナックとか、ラーメン店とかやってる人たちもいて、多分苦しんでおられて、どうしてももう営業できないというところが結構あったのではないかなと思うのです。

そういう中で、今回、この認証制度によって——ここに書いてあるのでは55項目ということですから、項目がどうなのか、中身が分かりませんので何とも言えないのですが——それだけの項目をクリアしないと認証店というステッカーをもらえないとなると、認証店と認証を受けられないところの差別化が出てきて、またどうしてもやむなくやめなくては行けないということも起こり得るのではないかなということも少し懸念しています。場所によってはビルとビルの間で、あるいは地上のほうは換気ができるのですが、地下1階とか2階になってダクトでの換気もできない場所も出てきてるのではないかなと。だから、皆さんが掲げてる55項目全てをクリアしないと認証されないとなると、認証を受けたくても受けられない環境にあるところもあるのではないかなと思うのですが、そう

いう事例はあるのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 認証基準が55項目といたしますと項目数が多いように感じるところであります。項目を細かに分けている関係上、多くなっているのが実態でございます。

それと、必須項目と推奨項目といった部分を設けております。できるところはぜひお願いしますという部分が推奨項目、必須項目は必ずお願いしたいという部分でございます。必須項目は46項目ほどございます。その46項目をクリアするためのアクリル板ですとか、また、先ほどありましたサーキュレーター、または二酸化炭素濃度測定器といったものを、飲食店さんの手を煩わす部分もできるだけ少なくして、経済的な負担をできるだけ少なくするために直接支給する形で対応しているところであります。

あと、先ほど委員がおっしゃいましたダクト関係で、非常に換気が不十分な場合というふうな御意見がございましたが、換気設備の補助も実施をしております。*1施設で、全額、10分の10、上限50万円となっております。そうした部分を活用していただきまして、非常に困難な場合についても、できるだけ取得できるように進めてまいりたいと考えておるところです。

○星原委員 それと、これから年末にかけて忘年会シーズンとか、これからが一番稼ぎ時です。申請している中で、認証したのが、まだ半分ぐらいということなので、早くそれを実施して備えるようにしないと。1年間で、多分この11月から12月が一番稼ぎ時になると思うので、そこで稼げないと大変経営が厳しくなるのではないかなと思います。

やはり、いろんな形で基準を決めて、あと資材を提供するのも、早急にやっていただかないと

※17ページに訂正発言あり

苦しいのかなと思います。

あと一点が、先ほど重松委員からも出た、ワクチンを2回打った方に対しては、店舗において、ワクチンを打ってる人と打ってない人で何らかの基準を考えないと。

このところ見てると、県内で1人出ても、その家族がクラスターになった形になっていない。多分、ワクチン接種前だと、1人出ると、その家族が陽性になるということがあったと思います。この間、都城でも、1人の女性が県外に行って帰ってきてても、感染者は1人だけで、その家族とか周りになっていないのです。それは、やっぱりワクチンの効果はかなり高いあるいはワクチンの成果が出てくると思うのです。

ですから、やっぱりそういうことを考えたときには、この11月、12月の時期に、ある程度、飲食店に行く人たちの許容の範囲——こういう制度を設けることもいいのですが、利用する我々、やっぱり行く側に対しても何らかそういうことを考えていかないと。1人、2人で行く分にはまだいいのかもしれませんが、多くの人数で行こうとして、家族5人とか、仲間でも七、八人とかそれぐらいで行くというとき、その利用の仕方を考えていかないと。店が認証されてても、それだけのお客さんが来てくれるかどうかというのもあるわけですから。

こういう制度と併せて、その辺のこと——要するに、どうしてもワクチンを打てない人もいますが、私は打てない人がいても、打てる人の数が多くなってくれば接触の機会は少なくなると思うので、そういう範囲のところをどの辺まで広げるか。効果が出るのかという部分ではありますが、経済的な効果を見るには、両方を進めない。専門家の方もいらっしゃるでしょうから、そういう中でいろんな議論をしていた

だいたり、あるいは他県の状況でも、宮崎のやり方のほうがいいのか、ほかの県でいろいろ取り組んでる中に、プラスアルファをすればまだ許容範囲が広げられるものはないとか、そういうことも少し議論しながら取り組んでいただくとうれしいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 まず、初めに御指摘がありました、早期の対応についてでございますが、できるだけ急いで、11月中、忘年会シーズンを迎える12月には認証が進んでいくように対応してまいります。

あと、2番目に御指摘がありました、家族の会食に関することでございます。家族につきましては、いつもいらっしゃる方という位置づけになりますので、テーブルで、本来ですとパーティションもしくは1メートルの間隔という部分が認証の基準にありますけれども、家族やどうしても介護が必要な方、そういった方については、間隔なし、パーティションなしで一緒に食事ができるという取扱いにしております。

3番目でありますワクチンとの関係ですけれども、この認証制度の枠組み、基準は、ほぼ全国一律的なモデルが示されたものになっております。国や他県の状況を踏まえて、必要な見直しとか、そういった部分が今後出てくるかと思っておりますので、それに合わせて、遅れることなく対応していきたいと考えております。

○海野経営金融支援室長 すいません。先ほどの県内倒産の状況ということですが、先ほど申し上げました30件というのは、県内で1,000万円以上の負債を抱えた令和2年度中の倒産ということで、これはコロナを要因としてるか否かにかかわらず、全体ということになります。コロナが原因ではなくても、通常の企業負債からの

倒産とか、そういった様々な要因を含めた倒産が全体で30件。

その30件のうち、飲食業については0件。飲食業の倒産というのは、その30件の中にはございません。

あと、コロナ関連倒産として把握しているものも、同じ負債額1,000万円以上ということの分類にはなるのですが、本県では昨年度から今年度、現在まで10件把握されております。これは、九州でも一番少ない件数にはなっています。

この中でも、飲食業の倒産というのは、この10件の中には含まれてないということになります。飲食業も小規模なところが多いので、統計的に把握できてるのかというと、ちょっと十分ではないところはあるかと思えます。今のところ、統計としてはそういう状況になっております。

○星原委員 それは了解するんですが、私が聞きたかったのは、ニシタチでも100軒とか150軒、やめたり廃業したり倒産したり、そういう話も流れていたんで、かなり影響があるのではないかという意味です。1,000万円とかではなくて、コロナ禍の中でやめざるを得なかったり倒産せざるを得なかった人たちが結構あるのではないか。そういう思いがあって、今回、認証制度を設けたことでまたそういう影響が出るのではないかという意味で、そのことを聞きたかったのです。

○壹岐衛生管理課長 先ほど、星原委員から御質問がありました、換気扇の補助関係で、修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど、1施設当たり50万円補助というお答えをしましたが、1事業者当たりということになります。1事業者当たり、最大50万円の補助です。

○星原委員 1事業者というと、仮に5店舗と

か10店舗を持ってても、やっぱり50万円までということになるわけですね。

○壹岐衛生管理課長 そのとおりでございます。

○丸山委員 今後の経済対策を含めてちょっとお伺いしたいのですが、国のほうでは、10月から13道府県に実証実験を行っていて、もう1か月たちました。ある程度、国のほうで検証ができつつあるのではないかと思ってるのですが、県のほうには何らかの情報提供があっているものなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○有村感染症対策室長 委員がおっしゃるとおり、国のほうで、様々な分野で実証実験が行われております。先ほどから続けておりますように、接種証明とか、そういったものを含んだもの、国内で積極的にそういったものを活用して、どのように取り組むことができるのか。店舗への入店、会場への入場に当たっての提示とか、そういったものがなされております。

今のところは、国から実証実験の結果についてはまだ寄せられておりませんが、委員がおっしゃるとおり、実証実験を見て、国のほうが示すと言っておりますので、それを参考に、また広くお知らせしたいと思っております。

○丸山委員 今、実証実験を行っており、国が認めることによって、かなり経済緩和も出る可能性があるものですから、早急に情報収集をしていただくようお願いしたい。あと、経済対策の中で、今回の第5波を見て感じているのが、これまで第1波、第2波、第3波ぐらいまでは完全に隔離をするのが基本だったのですが、感染者の数が増え過ぎたものですから、どうしても病院とかにはもう入れられないから自宅療養というのも多かった。そうすると、感染症2類相当ではなくて、インフルエンザと同じ5

類でもいいのではないかとというような議論も本当にしないといけないと思っています。これは国よりも、現場で感じていることをしっかり国のほうに上げていかないと。

新型コロナの感染症が本当に2類でいいのかというのを、第5波までを受けてみて、現場でどう感じておられるかをちょっと教えていただくとありがたいと思っています。

○有村感染症対策室長 現在、ワクチン接種の進展、それから今後の経口投与薬の開発、もう既にアメリカとかでメルクとか、塩野義製薬とか、そういったものが治験をしているところでございます。また、承認申請も、メルクあたりはやってるというふうに聞いております。そのような開発普及を見据えまして、例えば外来診療での迅速な陽性判定とか、それから経口薬の処方などが早期に実現すれば、初期の治療、そして自宅療養や宿泊療養などが進むものと思われれます。

委員がおっしゃるように、現在、新型コロナウイルス感染症、COVID-19は、1類感染症と2類感染症のちょうど間ぐらいの規制をかけられている、特に厳しくされているところでございます。先ほど申し上げたように、様々な経口治療薬等々、医療側にとっては武器が手に入れば、おっしゃるように、第5類相当のところにもまた移っていくといったようなこともあり得るのではないかと思います。やはり、これに関しましては、国の専門家の先生方等々がされますので、それを我々としても注意深く見ているところでございます。

○丸山委員 確かに最終的には国のほうが決めるのですが、現場で対応してるのは、県とか市町村とか病院であり、本当に頑張っているものから、その声はちゃんと国のほうに

伝えてもらわないと。

実際、自宅待機がかなり多かったものですから、もう2類相当でもなくなって、現実的にはそういう状況ではないかと思っています。そういう声はどこまで本当に国のほうに上がっているのかというのを教えていただくとありがたいのですが。

○有村感染症対策室長 直接そのような声を伝えているわけではございませんけれども、今は、先ほど報告があったように非常に沈静化しております。こういう状況の中ではございますけれども、実際、第5波の感染拡大の時期で、自宅療養の方々に関しましては、無症状もしくは軽症とはいうものの、やはり精神的に非常に厳しい方、それから医療側が軽症とは考えても、御本人にとっては非常に辛いといったようなこともございますので、全てが非常に軽症というわけではないと思っております。軽症の方も、5日、6日たちますと重症化する方が、やはり相当数——多くはございませんけれども、10%とかその程度移行してまいります。今のところは、経口投与薬、それからロナプリーブあたりもやはり1日宿泊して投与しないといけませんので、まだその時期ではないのかなとは思っております。

○丸山委員 なかなか2類から5類でもかなり難しいかなと思っております。

これが関連するのは、県が指定している感染症病床の指定病院が30床余り、協力病院が300床余り、加えてホテルを400室か500室確保していると思うのですが、これに対する財政的負担——これは国のほうからの予算で大体できてるのですが、基本は税金が元になっているので、この辺のバランスを今後どう考えていくのか、どこでチェンジしていくのが、宮崎県の経済対策

を含めて非常に大きくなっていくだろうと思っています。ここの中でも、ジモ・ミヤ・タビとか、今後、国のほうもGoToトラベル事業を始めたいとかいうようになってくると、特にホテルなんか400室、500室も使えないことになってくると、GoToトラベル事業で来られる県外の観光客の方々も宿泊できないという事態になってきたりします。この辺をどうやって調整なりしていくのかと思っています。その辺の議論はどこが中心にやっていっているのか。もう始めているのか。その辺を少し教えていただくとありがたいと思います。

○大東総合政策課長 今回の経済対策の取りまとめあるいは重点施策を取りまとめるに当たりまして、各経済団体の皆様方の御意見もいただきながら、あとは県庁内の各部局とも協議を重ねながら、こういった形に取りまとめたところでございます。もちろん経済対策という意味合いのものでございますので、今後、感染症が沈静化していくためにどういったことをやらなくてはいけないかといったようなことも考えながら、この経済対策を取りまとめたところでございます。

正直申し上げまして、今後どうなるかといったところは、まだ分からないというところが実際のところだと考えております。したがって、現段階で打てる対策を県として最大限打った上で、さらに国に対しましても様々な財政支援でありますとか医療面での支援とか、そういったことも含めてお願いもしつつ、今回の重点施策なり経済対策といった形でまとめたところでございます。

ただ、当然、これが全てではございませんので、今後の国の経済対策や感染症の行方等も踏まえながら、ここは柔軟に対応してまいりたい

と考えております。

○松浦総合政策部長 丸山委員から御指摘のあった点は、非常に重要なことであると思っております。

これは、宮崎県単独の問題というわけではありません。公式な形で要望書という形での国とのやり取りということではありませんが、2類にあることによって、行政としてもいろんなところでの作業が出てきたりとか、それから一般住民の方々にとっても、強制的に隔離されたりとかいうようなところがあります。これをいつまでも続けていっていいというわけではありません。

それで、ワクチン接種も随分進んできた、それから新薬の開発、認証ということも進んでいるという状況は、各都道府県とも認識しているところでありますので、そういった意見、それから議論というのは出てきている状況でございます。

ただ、現段階での議論でいいますと、新しい株というのが出てきて、やはり隔離をせざるを得ないという現状が今はまだあるので、現段階で、今のこの時点で、外してほしいとかいうふうな議論にはちょっとならないかと思っております。今後、そういったところの議論というのは、国と、知事会等々を含めてかなり出てくるものと思っておりますし、そういうふうな流れにしていく必要があると思っております。

○丸山委員 コロナが長期化し、約2年たって、知見も大分増えてきています。また、医療薬、ワクチンを含めて進んできていると思っておりますので、適宜対応していかないといけないと思います。もう税金を投入ばかりしていても、多分もたないと思っています。現場を分かっているのは県とか市町村だと思っておりますので、しっ

令和3年11月2日（火曜日）

かりと国のほうと協議をしていただくようお願いしたいと思っております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、質問がないようですので、これで終わりたいと思います。

総合政策部、福祉保健部、商工観光労働部の皆様、本当にありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時31分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議に入ります。

協議事項1、次回委員会についてです。

次回委員会につきましては、11月定例会中の12月9日木曜日を予定しております。

委員会の内容でございますが、御意見がございましたらお願いをいたします。

暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時37分再開

○佐藤委員長 再開します。

それでは、委員の皆様の御意見を参考にして、次回の委員会の内容を検討していきたいと思っておりますので、正副委員長に御一任をいただくというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきたいと思っております。

最後に、協議事項2、その他で、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次回の委員会は12月9日木曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

署 名

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員長 佐藤 雅洋

